

登録競技者の重大なコンプライアンス違反に関する処分について

令和3年8月21日付「登録競技者の東京2020パラリンピック競技大会出場辞退について」に関しましてご報告いたします。

記

1 処分内容

懲戒処分規定第4条1項(2)③ 無期限登録資格停止

2 根拠となる規定

- ・当連盟懲罰処分規程第3条1項(7) 違反
- ・全日本アーチェリー連盟安全規程第9章第13節 違反
- ・JPAF強化指定選手同意書「1. 誠実義務」違反
- ・JPAF強化指定選手等及び日本代表選手行動規範〈規範の遵守と内容〉 違反
- ・競技者等行動規範 第2条及び第3条 違反

3 処分年月日 令和3年8月19日

関係諸機関との調整等で発表が今の時期になりました。

【連盟から、関係者の皆様へ】

許可なく他人の弓に触ることは、触った本人が自覚していなくとも、セッティングが変わる、あるいは部品が破損するなどの可能性があり、暴発・怪我を招きかねない重大な行為となります。ケースによっては刑法上の器物損壊罪（刑法261条）に相当する行為として、刑事手続きの対象となる場合もあることから、無断で他人の弓具に触ることについて私たちは改めて自覚する必要があると考えます。